

## 肝硬変・肝がんを防ぐ「肝炎ウイルス検査」を受けましょう

肝炎ウイルスは、感染していても自覚症状がないことが多く、感染に気付かないまま病気が進行してしまうことがあります。血液検査で簡単に調べることができますので、検診を受けましょう。感染を早期に発見することで症状が軽いうちに治療を開始し、肝硬変や肝がんなどの病気を防いだり進行を遅らせたりすることができます。

町ぐるみ健診では肝炎ウイルス検査のほか、各種がん検診、特定基本健診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診等が受けられますので、あわせて受診しましょう。

■対象者／40歳以上の市民で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

■実施日／町ぐるみ健診申込書（広報かさい3月号と一緒に配布しています）または市ホームページをご覧ください

■場所／JA兵庫みらい本店

■料金／600円

■申込方法／健診申込書を健康課へ郵送または持参

■次の①～③の方は無料で検査が受けられます。

①平成25年度内に40、45、50、55、60、65、70歳を迎えられる方（以前に肝炎ウイルス検査を受けられた方は除く）

②75歳以上の方（S14.4.1以前生まれ）

③市民税非課税世帯、生活保護世帯の方

※健診5日前までに健康課へ身分証明書と印鑑を持って申請手続きにきてください。

## 食中毒を予防しましょう

夏季になると細菌による食中毒が急増し、吐き気や嘔吐、腹痛や下痢といった症状が現れます。次のことに注意して、感染しないように日頃から注意してください。

■食中毒を防ぐ3原則

①つけない	②増やさない	③やっつける
<ul style="list-style-type: none"> <li>調理前や食事前は手を石けんで洗う。</li> <li>野菜など食材をきれいに洗う。</li> <li>肉や魚を触ったら、手を洗う。</li> <li>調理していない魚や肉は他の食品とは分けて包装し、保存する。</li> <li>調理器具や食器はきれいに洗う。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>作った料理は早いうちに食べる。</li> <li>すぐに食べない物は冷蔵庫に入れるなど、低い温度で保存する。</li> <li>冷蔵庫を過信しないようにする。</li> <li>冷凍した食品の解凍は、冷蔵庫内や電子レンジで行うなど、室温で長時間おかないようにする。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品は内部まで十分に加熱して食べる。</li> <li>残った食品や保存した食品を温めなおす時も十分に加熱する。</li> <li>熱の伝わりにくいものは、時々かき混ぜながら調理する。</li> </ul> 

## 日本脳炎予防接種を受けましょう

日本脳炎は、ウイルスを持つ蚊に刺されることで感染する病気です。100人から1,000人に1人の割合で急性脳症等を起こすことがあります。予防接種により感染を防ぎましょう。

■対象者及び接種回数

平成19年4月2日以降に生まれた方	1期初回（6～28日間隔で2回接種）	3歳～7歳6カ月未満
	1期追加（初回接種から約1年後に1回接種）	
	2期（追加接種から約5年後に1回接種）	9歳～13歳未満
平成7年4月1日～平成19年4月1日に生まれた方	母子健康手帳の接種記録を確認し、4回接種のうち不足分を接種（接種間隔は医療機関で相談してください）。20歳未満まで接種可能。	

■接種場所／市内予防接種指定医療機関（市ホームページ等参照。電話予約必要）

■接種費用／無料

■必需物品／母子健康手帳、体温計、健康保険証、お持ちの方は予診票（医療機関にもあります）

【問合せ】健康課（健康係）☎428723 FAX427521 kenko@city.kasai.lg.jp

## 7月から新しい福祉医療費受給者証に変わります

下記の資格要件を満たす方に、7月からご使用いただく福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します（母子家庭等に該当される方には現況届を郵送）。7月からは、新しい受給者証と健康保険証を病院等の窓口で提示してください。

助成制度	対象者	自己負担	所得基準												
乳幼児等・子ども	乳幼児から中学3年生まで	なし	保護者または扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満（0歳児は所得制限なし）												
老人	65歳から69歳で世帯全員が市民税非課税	定率2割（低所得者は1割） 外来限度額：月8,000円 外来+入院限度額 月24,600円（低所得者は15,000円）	本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下												
重度障害者・高齢 重度障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方	外来限度額 1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者は400円） 入院限度額 定率1割で月2,400円（低所得者は1,600円）	本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満 児童の監護者または扶養義務者の所得が下記の基準以下												
母子家庭等	18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及びその児童、遺児		<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養等の数</th> <th>所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>306万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>344万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養等の数	所得	なし	192万円	1人	230万円	2人	268万円	3人	306万円	4人	344万円
扶養等の数	所得														
なし	192万円														
1人	230万円														
2人	268万円														
3人	306万円														
4人	344万円														

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。

【問合せ先】市民課（福祉医療係）☎428721 FAX421792 shimin@city.kasai.lg.jp

## 「児童手当」を受給するには現況届の提出が必要です

児童手当（特例給付）を現在受給されている方は、前年中の所得と6月1日現在の児童の養育状況を確認するため、現況届の提出が必要です。対象のご家庭に現況届の案内を郵送しています。受付期間中に提出してください。

児童手当（平成25年2～5月分）は、6月10日（月）が振込日です。

■受付期間／6月12日（水）～14日（金）9:00～17:00  
※14日のみ9:00～19:00まで

■受付場所／市役所1階多目的ホール  
※受付期間中に提出できない場合は、6月28日（金）までに地域福祉課へ提出してください。

【問合せ先】地域福祉課（家庭児童支援係）☎428709 FAX431801 fukushi@city.kasai.lg.jp

■80歳以上で20本以上の歯が残っている方を表彰します

いつまでもおいしく食事を楽しめるように、80歳になっても20本以上自分の歯を残すようにしよう。これが「8020（はちまるにいまる）運動」です。達成している方を表彰しますので、お申し込みください。

表彰には、事前に市内歯科医師会員の各歯科医院または町ぐるみ健診での歯科健診が必要ですので、申込者には歯科健診の案内を後日郵送します。

対象：80歳以上（昭和9年4月1日以前生まれ）の方で、自分の歯が20本以上残っている方

※以前に表彰を受けられた方は申し込みできません。

募集期間：7月19日（金）まで

申込・問合せ：健康課☎428723

